

山梨県簡易専用水道管理指導要領

1 趣旨

この要領は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、同施行令（昭和32年政令第336号）及び同施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、簡易専用水道の適正な維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(ア)「設置者等」とは、簡易専用水道（国の設置するもの、市の区域内に存在するもの及びその事務の権限を移譲した町村の区域内に存在するものを除く。以下同じ。）の設置者（2人以上の者が共有しているとき及び法人にあっては、その代表者）又は管理権限を有する者をいう。

(イ)「登録検査機関」とは、法第34条の2第2項の規定により厚生労働大臣の登録を受けた者をいう。

(ウ)「検査」とは、登録検査機関が実施する法第34条の2第2項の規定による検査をいう。

(エ)「水道事業者」とは、法第6条第1項の規定により認可を受けて水道事業を営業者をいう。

3 簡易専用水道の把握等

(1) 保健所長は、水道事業者に、簡易専用水道の新設、構造等の変更及び廃止についての状況の把握について協力を依頼するものとする。この場合において、簡易専用水道に該当すると思われる水道の新設又は設備構造に変更があった場合は、「簡易専用水道整理票（様式第1号）」を添付のうえ、その旨を報告することを依頼するものとする。

(2) 保健所長は、(1)の報告があった場合は、その内容を確認のうえ、「簡易専用水道台帳（様式第2号）」を整備するものとする。

(3) 保健所長は、(1)の報告により簡易専用水道（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第200号）の対象となるものを除く。）が新設されたことを知ったときは、当該設置者等に検査の実施その他水道法に規定する適切な管理をするよう指導するものとする。

4 検査結果の把握等

(1) 衛生薬務課長は、登録検査機関に、次のことを依頼するものとする。

(ア) 検査の結果、判定基準に適合しなかった事項がある場合及び特に衛生上問題があると認められた場合は、速やかに設置者等に対策を講ずるよう助言す

ること。また、特に衛生上問題があると認められた場合は、設置者等の同意を得たうえで、当該簡易専用水道の所在地を管轄する保健所長に報告すること。

(イ) 設置者等の同意を得たうえで、毎月の保健所管轄区域ごとの検査状況について翌月10日までに、当該保健所に報告すること。

(2) 保健所長は、管内で検査を行っている登録検査機関の把握に努めるものとする。

5 報告の徴収及び立入検査等

(1) 保健所長は、簡易専用水道の適正管理の指導にあたっては、水道事業者が供給規定に基づいて行う取り組みと連携して行うものとする。

(2) 保健所長は、検査を行っていない簡易専用水道があることを知ったときは、当該設置者等に検査の実施その他水道法に規定する適切な管理をするよう指導するものとする。

(3) 保健所長は、設置者等から特に衛生上問題がある状況が認められる旨の報告、登録検査機関から4の(1)の(ア)の報告、町村からの連絡等により必要があると認めるときは、法第39条第3項の規定に基づき設置者等から必要な報告を徴収し、または簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは設置者等の事務所に立ち入り、「簡易専用水道立入検査票(様式第3号)」に掲げる事項の検査を行うものとする。

6 報告の徴収又は立入検査後の措置

保健所長は、報告の徴収又は立入検査の結果、改善をする必要があると認めた事項について、「簡易専用水道改善指導票(様式第4号)」により改善の指示を行うとともに期間を定めて「改善結果報告書(様式第5号)」の提出を求めるものとする。

7 保健所長の報告

(1) 保健所長は、新設、構造等の変更又は廃止された簡易専用水道の台帳の写しを年度終了後、10日以内に衛生薬務課長あて提出するものとする。

(2) 保健所長は、報告の徴収及び立入検査の結果を年度終了後、10日以内に「簡易専用水道報告書(様式第6号)」により、衛生薬務課長に報告するものとする。

(3) 設置者等に対する指導事項及び改善結果については、適宜、衛生薬務課長に報告するものとする。

(4) 指示事項について改善がなされない場合は、衛生薬務課長と協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年3月31日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い、昭和55年から施行した「山梨県簡易専用水道管理指導要領」は廃止する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

(様式第1号)

簡易専用水道整理票

		整理番号			
		作成年月日			
1 建築物の概要					
名称	通称 ()				
所在地					
設置者					
管理者	氏名		住所		
			電話		
主たる用途	共同住宅・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場・病院・旅館・興行場・その他 ()		付随用途		
建築構造	鉄筋コンクリート・鉄骨コンクリート・地上木造 鉄骨 その他 () 地下塔屋				階階階
敷地面積		延床面積	<input type="checkbox"/>	竣工年月	年 月
利用者数	1日平均 名 常住 名 (世帯)				
使用水量	平均1ヶ月 <input type="checkbox"/>	水道直結栓	有 (力所) 無		

2 構造設備の概要

	受水槽	高置水槽
設置場所	屋内・屋外・その他 () 地上式・地下式・半地下式	屋内・屋外・その他 ()
材質	鉄筋コンクリート・鋼製・FRP ・その他 ()	鉄筋コンクリート・鋼製・FRP・ その他 ()
有効容量	合計 <input type="checkbox"/> 縦 横 有効水深 <input type="checkbox"/> (× ×) <input type="checkbox"/> (× ×)	合計 <input type="checkbox"/> (形状) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
主たる配管材質	ビニライニング鋼管・ビニル管・鋼管 ・その他 ()	給水方式 揚水ポンプ・圧力タンク・ タンクレス
塩素滅菌器	有 ・ 無	防錆剤使用 有 (防錆剤名) ・ 無
消防用水	別 ・ 同一水槽	汚水槽同一建物内 有 ・ 無

(様式第3号)

簡易専用水道立入検査票

施設の名称			
設置者又は管理者			
主たる用途	共同住宅(世帯) ・ 事務所 ・ 店舗 ・ 学校 ・ その他()		
受水槽容量	m3		
受水槽材質	FRP ・ RC ・ 鋼製		
受水槽設置場所	屋内 ・ 屋外		
	検査項目		状況
施設及びその管理	1	周囲の状態は適切か。	適切 ・ 不適切 ()
	2	本体の状態は適切か。	適切 ・ 不適切 ()
	3	上部の状態は適切か。	適切 ・ 不適切 ()
	4	内部の状態は適切か。	適切 ・ 不適切 ()
	5	マンホールの状態は適切か。	適切 ・ 不適切 ()
	6	オーバーフロー管の状態は適切か。	適切 ・ 不適切 ()
	7	通気管の状態は適切か。	適切 ・ 不適切 ()
	8	水抜管の状態は適切か。	適切 ・ 不適切 ()
	9	給水管等の状態は適切か。	適切 ・ 不適切 ()
書類	10	管理に要する図面等の保存の状況は適切か。	適切 ・ 不適切 ()
	11	法定検査は定期に実施されているか。	適切 (月 日実施) ・ 不適切 ()
	12	水槽の清掃は定期に実施されているか。	適切 (月 日実施) ・ 不適切 ()
給水栓における水質検査	13	臭気・味・色は異常でないか。	異常でない ・ 異常 ()
	14	給水栓における残留塩素の濃度は適切か。	調査時残留塩素濃度(mg/l)
その他			
指導・指示事項等			
立入検査立会者			
立入検査年月日	年 月 日		
立入検査者	山梨県 保健所 氏名		

(様式第4号)

簡易専用水道改善指導票

立入検査年月日		年 月 日
検査者	所属	保健所
	職氏名	
施設の名 称		
設置者又は管理者		
<p>貴施設を立入検査したところ、次の事項について改善を要するので速やかに改善してください。</p> <p>なお、改善報告については、令和 年 月 日までに 保健所長に提出してください。</p>		

(様式第5号)

改 善 結 果 報 告 書

令和 年 月 日

山梨県 保健所長 殿

(住 所)

(簡易専用水道の名称)

令和 年 月 日の立入検査で指摘された事項について、次のとおり改善したので報告します。

改 善 指 示 事 項	改 善 状 況

注) 必要に応じ、書類、図面、写真等を添付すること。

(様式第6号)

簡 易 専 用 水 道 報 告 書

(令和 年度)

保健所名

施設数	立入件数	指導内容			通報件数	備考
		口頭指導	文書指導	報告徴収		